令 和 ８ 年 度 監 査 計 画

令和８年度監査計画

人口・労働力の減少が続く社会において、持続可能な行政サービスを提供していく自治体の責任はますます高まっていく。このような状況を踏まえ、自治体の市民に対する説明責任の一環として、監査を通じて、行政運営の公平性、公正性、透明性を担保するとともに、経済性、効率性、有効性の観点からのチェックを充実し、行政品質の向上を目指す。

そのため、①監査項目及び着眼点に抵触するものについて指摘するだけでなく、改善の方向を示す、②全庁に共通する事務について業務プロセスの制度化やルールの改善の方向を示す、③庁内からの相談に迅速、的確に対応するとともに、改善を支援し、ルールの浸透を図るといった監査等とともに、④伝わる監査等を充実させていく。

1　財務定期監査・行政監査

〔基本方針〕

財務定期監査では、地方自治法第９章の財務事務、経営に係る事業の管理について実施する。併せて、行政監査では、文書管理事務、内部統制事務及び主要な事務事業等の一般行政事務について実施する。

監査にあたっては、リスク・アプローチにより、監査項目及び着眼点を設定して実施する。

主な監査項目及び着眼点に指定する財務事務の監査項目以外の項目についても、例規、マニュアル及び事務処理手順等に基づき適正に行われているか、必要に応じ監査する。

また、全庁的及び業務レベルにおける内部統制の整備・運用状況を確認し、不備を把握するとともに改善状況を確認する。

監査対象は、全局室区を原則として４年で一巡する。

① 実施時期　　・・・　４月～３月　　２期に分けて実施する。
② 対象とする事務・・・　主として前年度執行の事務
③ 監査対象
- ○　企画調整局
- ○　環境局
- ○　経済観光局
- ○　水道局
- ○　選挙管理委員会事務局（市選挙管理委員会事務局及び灘区、兵庫区、須磨区、垂水区、西区の区選挙管理委員会事務局。）
- ○　人事委員会事務局
- ○　監査事務局
  ※　代表監査委員は地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とする。
- ○　農業委員会事務局
- ○　市会事務局
- ○　区役所　（灘区、兵庫区、須磨区、垂水区、西区の総務部（保険年金医療課を除く）、北須磨支所の市民課、玉津支所。）

④　主な監査項目及び着眼点

前年度までの監査で指摘や意見のあった項目について、発生頻度や影響度からリスクの高い項目を洗い出すとともに、監査対象局室区における歳入歳出の特色も考慮し、監査項目として選定した。

○　財務事務のうち前金払について、法令及び会計規則等に基づき適正に行われているか。
○　財務事務のうち委託契約について、法令及び契約規則等に基づき適正に行われているか。
○　財務事務のうち現金収納（キャッシュレス決済含む）等について、法令及び会計規則等に基づき適正に行われているか。
○　財務事務のうち物品の管理について、法令及び物品会計規則等に基づき適正に行われているか。
○　財務事務のうち行政財産の使用許可及び普通財産の貸付について、法令及び公有財産規則等に基づき適正に行われているか。
○　財務事務のうち債権管理について、法令及び債権の管理に関する条例等に基づき適正に行われているか。

上記の監査項目に併せて、以下の項目についても確認をしていく。

○　一般行政事務では、例規、マニュアル及び事務処理手順等に従って、適正に行われているか。
○　経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）、効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）かつ合理的に事業が行われているか、裁量権の逸脱、濫用はないか。
○　内部統制の整備・運用状況では、内部統制上のルールが策定かつ必要に応じて改正され、周知徹底されているか、目的に適合しているか、有効に機能しているか、過度な統制になっていないか、といった点から妥当か。

⑤　担当職員

第１課、第２課の職員

２　工事定期監査及び出資団体工事監査

〔基本方針〕

工事に関する計画、設計、積算、施工並びに検査などが適正に行われているかについて、土木関係は２年周期、建築・設備関係で工事の多い局は１年、その他の局及び出資団体は２年周期で監査を実施する。

①　実施時期　　・・・　４月～３月　　２期に分けて実施する。
②　対象とする事務
○　工事請負、製造請負又はその他請負契約によるもので、監査着手前１年間に工期又は遅延した期間がかかる請負金額 400 万円を超える工事及び施設管理業務
（測量設計業務及び警備、清掃のみの業務は除く）
○　委託契約のうち、工事の完成を主目的とし、当該工事に必要な設計・監督業務等との混

合契約によるもので､監査着手前１年間に工期又は遅延した期間がかかる委託料 400 万円を超える工事委託（デザインビルド事業を含む）（出資団体への工事委託は除く）

③ 監査対象

＜第１期：４月～９月＞

○ 危機管理局	建築、設備
○ 健康局	土木、建築、設備
○ 環境局	建築、設備
○ 建設局（公園部、王子公園再整備本部、王子動物園）	土木、建築、設備
○ 都市局	土木
○ 建築住宅局（政策課、住宅整備課、住宅建設課）	建築、設備
○ 港湾局	土木、建築、設備
○ 水道局	建築、設備
○ 交通局	建築、設備
○ (公財)神戸市公園緑化協会	土木、建築、設備
○ (一財)神戸住環境整備公社	土木、建築、設備
○ (株)こうべ未来都市機構	土木、建築、設備
○ (株)神戸ウォーターフロント開発機構	土木、建築、設備
○ (地独)神戸市民病院機構	建築、設備
○ (公大)神戸市看護大学	建築、設備

＜第２期：10 月～３月＞

○ 企画調整局	建築、設備
○ 地域協働局（区役所含む）	建築、設備
○ こども家庭局	建築、設備
○ 経済観光局	土木、建築、設備
○ 建設局（森林・防災部）	土木
○ 建設局（下水道部、水環境センター（東、中央、西））	土木、建築、設備
○ 建築住宅局（技術管理課、建築課、設備課、保全課）	土木、建築、設備
○ 消防局	建築、設備
○ 神戸新交通(株)	土木、建築、設備

④ 主な監査項目及び着眼点

抽出した工事に対して、下表に示す監査項目及び着眼点に基づいて監査を行う。

また近年、人口減少やワーク・ライフバランスの改善などを背景に、業務の効率化や労働時間の削減などが進められているが、一方で市民の安全・安心を守るために良質な社会資本の整備が求められており、公共工事の品質低下は許されない。

工事の品質を確保するためには、質の高い設計を行うとともに、現場状況を把握し適切な施工監理を行うことが必要である。

また、近年の労務費や資材価格の上昇を踏まえ、適正な価格転嫁を推進していく必要がある。

このような社会動向と過去の指摘、事故の防止、各局のリスク評価等を基に行ったリスク・アプローチから、「現場状況の把握と工事への反映」を重点項目とし、以下を着眼点として定める。

ア 設計・積算については、必要な仮設や現場状況に合わせた施工方法の明示など、実際

の施工条件に応じた設計、積算となっているか。
また、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格となっているか、契約後においても価格変動に応じた適切な価格転嫁が行われているか。

イ 施工については、施工計画書に現場状況に応じた安全対策が記載され、実際の現場で確実に実施されているか。また、不適切な場合は是正の指導を行っているか。

ウ 施工監理については、書類だけでなく現場において施工体制、施工状況、品質の確認が行われ、工事の品質が確保されているか。

これらの重点項目、着眼点については、既定の監査項目、着眼点に加えて、重点的に調査・確認を行う。

また、環境への配慮、新技術導入等の取組についても確認を行う。

監査項目	着　眼　点
1.計　画	計画書、事前協議及び諸手続きの状況
2.設　計	設計の基本的事項、関係法規等の適用、設計基準等の整備状況及びその運用、設計図書の整備、設計の照査
3.積　算	積算基準等の整備状況及びその運用、工種・数量・単価・歩掛り等の適用、積算の照査
4.契　約	契約締結手続き、設計変更等の理由、手続き及び内容
5.施　工	工事関係法規等、施工管理、工事関係書類、監督業務
6.検　査	検査関係書類
7.維持管理	保守点検関係書類
8.委託業務	委託業務関係書類
9.内部統制	リスクの評価と対応及び統制活動、情報の伝達状況

⑤ 担当職員

第３課の職員

3　財政援助団体等監査

〔基本方針〕

市が財政援助を行っている団体等の、主として前年度執行の出納、その他出納に関連した事務（財産管理は含まない）を対象として監査を実施する。あわせて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施する。

①　実施時期　　・・・　４月～３月　　２期に分けて実施する。
②　対象とする事務　・・・　主として前年度執行の出納その他出納に関する事務
③　担当職員　　・・・　第１課、第２課の職員

(1) 出資団体監査

①　監査対象

○　神戸市公立大学法人　　＜企画調整局所管＞

○　一般財団法人神戸市水道サービス公社　＜水道局所管＞

②　主な監査項目及び着眼点

出資に係る出納、その他出納に関連した事務を監査する。実査に際し、団体自体の監査機能や内部統制に依拠する程度も勘案した上で設定する。

○　出資者としての権利行使、出資者等としての監督

○　事務の執行並びに現金等の管理体制と在高の確認

○　内部統制の仕組みが整備され、正しく機能しているか

(2) 財政的援助団体監査

①　監査対象

○　神戸市公立大学法人（再掲）　＜企画調整局所管＞

○　公益財団法人神戸医療産業都市推進機構　＜企画調整局所管＞

○　神戸ルミナリエ組織委員会　＜経済観光局所管＞

○　兵庫六甲農業協同組合　＜経済観光局所管＞

②　主な監査項目及び着眼点

財政的援助に係る出納、その他出納に関連した事務を監査する。

○　当該財政的援助の適法性及び必要性

○　当該財政的援助の手続、監督

○　事業の実施・事務の執行

(3) 公の施設の指定管理者監査

①　監査対象

指定管理者	施設名	所管局
公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（再掲）	神戸臨床研究情報センター	企画調整局
六甲山牧場運営共同事業体	神戸市立六甲山牧場	経済観光局
山陽電気鉄道・ハウスビルシステム共同事業体	神戸市立須磨海づり公園	経済観光局
一般財団法人神戸農政公社	神戸市立平磯海づり公園	経済観光局

②　主な監査項目及び着眼点

行わせている管理に係る出納、その他出納に関連した事務を監査する。

○　所管局による管理、監督

○　業務の執行、事務処理状況

○　共同事業体の運営状況

4　決算審査及び基金運用状況審査

〔基本方針〕

決算書及び決算附属書類が適正に作成され、その計数は正確かについて審査するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、基金運用状況報告書等が適正に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じ適正かつ効率的に運用されているかについて審査する。

① 実施時期　　・・・　４月～10 月　　２期に分けて実施する。
＜第１期：４月～８月、第２期：７月～10 月＞

② 担当職員
第１課、第２課の職員

(1) 公営企業会計決算等審査　＜第１期＞

① 審査対象
○ 下水道事業会計（下水道事業基金を含む。）
○ 産業団地整備事業会計
○ 港湾事業会計
○ 自動車事業会計
○ 高速鉄道事業会計
○ 水道事業会計
○ 工業用水道事業会計

② 主な着眼点
○ 地方公営企業会計制度に準拠しているか。また計数は正確か。
○ 法令、例規及びその他関連する通知等は守られているか。
○ 前年度比較又は予算比較等により誤った処理がなされていないか。
○ 他会計との負担区分は適正か。
○ 決算に対し予算措置がなされているか。
○ 運用基金につき、確実かつ効率的に運用されているか。
○ 運用基金につき、運用方法、手続きは適正か。
○ 運用基金につき、違法、不当な運用はないか。

(2) 一般会計決算等審査　＜第１期＞

① 審査対象
＜一般会計＞
＜特別会計＞（11 会計）
○ 市場事業費
○ 国民健康保険事業費
○ 駐車場事業費
○ 市営住宅事業費
○ 後期高齢者医療事業費
○ 公債費
○ 食肉センター事業費
○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
○ 市街地再開発事業費
○ 介護保険事業費
○ 空港整備事業費
＜運用基金＞
○ 都市整備等基金

② 主な着眼点
○ 法令、例規及びその他関連する通知等は守られているか。
○ 前年度比較又は予算比較等により誤った処理がなされていないか。

○　他会計との負担区分は適正か。
○　決算に対し予算措置がなされているか。
○　予算外収支や収支を混同しているものはないか。
○　財政運営は健全かつ効率的に行われているか。
○　公有財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
○　運用基金につき、確実かつ効率的に運用されているか。
○　運用基金につき、運用方法、手続きは適正か。
○　運用基金につき、違法、不当な運用はないか。

(3)　魚崎財産区決算審査　＜第２期＞

①　主な着眼点

○　法令、例規及びその他関連する通知等は守られているか。
○　前年度比較又は予算比較等により誤った処理がなされていないか。
○　財産区の収支は、市の会計と区別して経理しているか。
○　決算に対し予算措置がなされているか。
○　予算外収支や収支を混同しているものはないか。
○　財政運営は健全かつ効率的に行われているか。
○　公有財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

5　健全化判断比率等審査

〔基本方針〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

①　実施時期　　・・・　４月～８月

②　主な着眼点

○　総務省が定めた算定様式を使用して算定しているか。
○　算定様式に含まれる計算式に変更は加えられていないか。
○　健全化判断比率及び資金不足比率は、総務省が定めた記載要領に基づき算定されているか。
○　前年度比較により誤った算定がなされていないか。
○　早期健全化基準を上回る健全化判断比率はないか。また、経営健全化基準を上回る資金不足比率はないか。

③　担当職員

第１課、第２課の職員

6　内部統制評価報告書審査

〔基本方針〕

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する。審査をするにあたっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に、意を用いるものとする。

① 実施時期　　・・・　４月～８月

② 主な着眼点

○ 内部統制評価報告書が法令で定める様式で作成されているか。

○ 全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価手続が適切に実施されているか。

○ 全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価結果が適切に判断されているか。

③ 担当職員

第１課、第２課の職員

7　例月出納検査

〔基本方針〕

会計管理者及び公営企業管理者の行う現金（預金、有価証券を含む）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

① 実施時期　　・・・　４月～３月の毎月

② 検査対象

○ 会計管理者所管の現金出納事務

○ 交通事業管理者所管の現金出納事務

○ 水道事業管理者所管の現金出納事務

③ 主な着眼点

○ 会計諸帳簿の計数の確認

○ 預金証書等の保管、在高確認

○ 保有債券の増減確認

④ 担当職員

第１課、第２課の職員

8　その他の監査

監査委員が必要と認める場合は、別途、監査を実施する。